

# 和名ヶ谷中学校 いじめ防止基本方針



松戸市立和名ヶ谷中学校

# 松戸市立和名ヶ谷中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強く正しい認識を持つ。
- (2) いじめられている子ども、助けようとしたこどもの立場に立ち、その子どもの生命及び心身を保護することを最優先とする。
- (3) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し連携を図り、一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

### 2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見、対応指導に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- (3) 教職員は、生徒自らいじめ問題を主体的に考えられる環境を整えなければならない。

### 4 いじめの定義(法2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

※定義に基づくいじめの判断については、「千葉県いじめ防止基本方針 3. いじめの定義 (1)定義に基づくいじめの判断」による

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

##### ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

<構成員> 名称 いじめ防止強化委員

<組織> 名称 学校いじめ対策委員会(本校の生徒指導部会メンバーを中心に構成)  
校長、教頭、教務主任、当該学年主任、生徒指導主任、学年の生徒指導担当、学級担任

教育相談、養護教諭、特別支援担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
※事案により柔軟に編成する。

#### イ 組織の役割

学校が組織的にいじめ問題に取り組むため、以下のことに係る中核となる役割を担う。

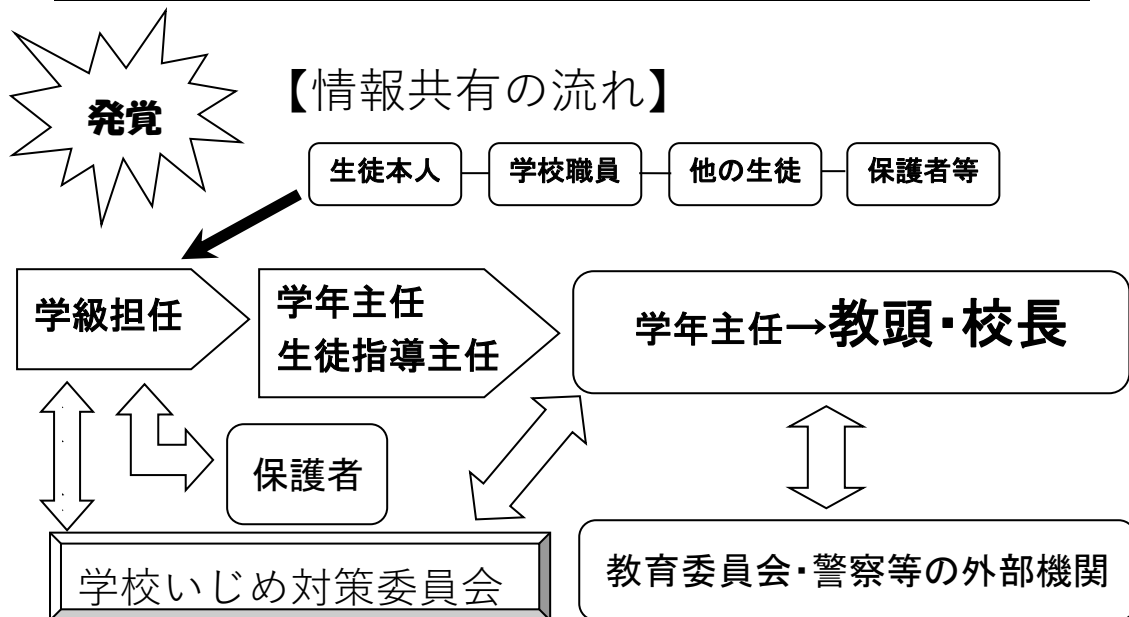
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施
- ・年間計画の作成
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制
- ・対応方針の決定と保護者との連携

#### ウ 会議の開催

- ・週に1回の定例会の開催(生徒指導部会)
- ・いじめ事案が発生した場合は、緊急のいじめ対策会議を実施

#### エ いじめが発生または疑いがあることが発覚したときの対応

- ・いじめ(疑いも含)について、その日のうちに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ・学級担任等が一人で抱え込まず、連携を図り組織的に対応する。
- ・保護者への連絡は、可能な限り迅速に行う。
- ・新たな事実関係が発覚した場合は随時報告を行うと共に、家庭訪問を行う。
- ・いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその家庭へ「いじめ事案支援チーム(児童生徒課指導主事・いじめアドバイザー・心理士・スクールソーシャルワーカー)」の派遣について打診し、いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無を教育委員会児童生徒課へ連絡する。



#### (2) 重大事態への対処について

重大事態が発生した際には、以下の対処を行う。

- \* 速やかに教育委員会に報告する。
- \* 当該事案に対処する学校いじめ対策組織を設置する。
- \* 上記組織を中心として、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合

を除き、調査を実施する。

\*これまでの経緯の情報整理を行い、必要に応じて職員に周知する。

\*上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、情報を適切に提供する。併せて、いじめを行った生徒・保護者にも情報を提供する。

## 2 学校におけるいじめ防止等に関する取り組み

### ア 未然防止

- ① わかる授業の実施
  - ・ 授業づくりのPDCAサイクルの活用
  - ・ 朝読書の継続実施
- ② 道徳教育の充実
  - ・ 法やルールの意義や遵守の理解
  - ・ 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
  - ・ 主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成
  - ・ 学校教育目標(豊かな心を持ち・・・)の醸成
- ③ 豊かな人間関係づくり
  - ・ Q-U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり
  - ・ 松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム」「いじめ防止プログラム」の活用
  - ・ 異学年集団での活動の充実
- ④ 規範意識の育成
  - ・ いじめ防止対策推進法の周知
  - ・ ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
  - ・ 生活規律や学習規律の確立
- ⑤ 生徒会活動を中心とした自発的活動
  - ・ 「ストップ・ザ・いじめ」子どもの心を耕す標語大作戦の実施等
  - ・ いのちを大切に作るキャンペーンの取組
  - ・ 生徒総会でのいじめ撲滅宣言の実施
  - ・ 委員会活動の活発化(キャンペーン活動の拡大・朝のあいさつ運動の実施)
- ⑥ 教師の人権意識の向上
  - ・ いじめ事例研修の実施
  - ・ 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

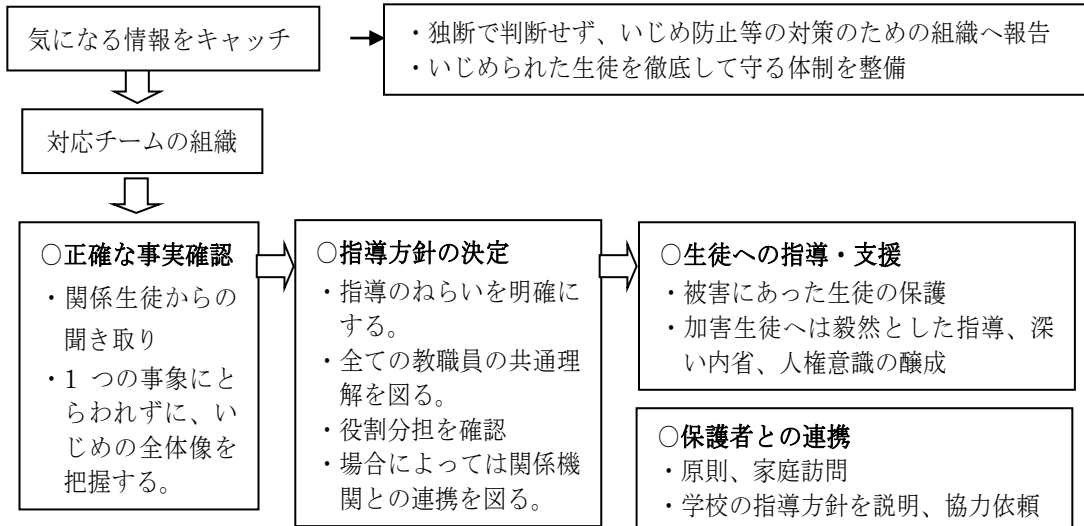
### イ 早期発見

- ① 定期的なアンケート調査
  - ・ 一月に一回と長期休み後(部活内)、いじめアンケートの実施
  - ・ 生活アンケートの実施
  - ・ 全学年、Q-U調査を実施。
- ② 教育相談
  - ・ 面談(教育相談)週間の実施(5月・夏休み・11月)と保護者への啓発
  - ・ 日常の教育相談の充実及び「話す勇気」を持つ指導の充実
  - ・ 校内の支援教室の充実
- ③ 生徒観察
  - ・ チェック項目を決め、複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解
  - ・ 昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察

#### ④ 相談窓口の周知

- ・ 学校の相談窓口担当者(教頭)
- ・ いじめ相談ダイヤル等の相談先の周知

#### ウ 早期対応



#### ① 正確な事実確認

- 1つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- 複数名で聞き取りを行う。
- いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

#### ② 指導方針の決定

- 指導のねらいを明確にする。
- 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- 場合によっては関係機関(警察、児童相談所等)との連携を図る。

#### ③ いじめられた(助けようとした・報告した)生徒への支援

- 徹底して保護する(守り抜く)ことを本人・保護者に伝える。
- 対応について説明し、不安な点を聞き取り対応策を示す。
- 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

#### ④ いじめた生徒への指導

- いじめ行為に対して毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- 保護者への事実説明。
- 学校による指導で改善が見られない場合は、外部機関とも連携しながら適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

#### ⑤ 観衆、傍観者への指導

- いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- いじめは絶対に許されない行為であること、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を示す。
- 人権意識の醸成を図る。
- 全体的な再発防止の雰囲気、徹底して作り上げる。

エ 継続支援 ※いじめ行為のない状態が3か月以上継続しているか

- ① チームによる見守り
  - ・いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
  - ・教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。
- ② 定期的な個人面談
  - ・いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況を把握する。
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談を実施する。
- ③ 家庭への定期連絡
  - ・生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
  - ・家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。
- ④ 進級、進学にともなう引継ぎ
  - ・情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引継ぎを確実にを行う。
  - ・小学校から中学校、中学校から進路先への連携に際しては、綿密に行う。

オ 家庭、地域等との連携

- ① 家庭との連携
  - ・学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。
  - ・いじめがあった場合(疑いも含む)、家庭と連絡をとり学校としての方針を伝える。
- ② 保護者会や地域との連携
  - ・保護者会といじめ問題について、協議する機会を設ける。
  - ・民生委員との連携を充実させる。

カ 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
    - ・問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
    - ・いじめの状況について報告し、情報を共有する。
  - ② 警察との連携
    - ・いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に松戸警察東葛地区少年センターに相談し、連携を図る。
    - ・警察との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整える。
- ※上記いずれの機関とも、躊躇せず報告、連絡、相談をする。

<関係機関一覧>

関係機関名	電話番号	その他の機関名	電話番号
松戸市教育委員会 児童生徒課	047-366-7461	ヤングテレホン (千葉県警察)	0120-783-497
松戸市少年センター	047-384-7867	子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110
子ども居場所課	047-366-7464	千葉いのちの電話	043-227-3900
松戸警察署	047-369-0110	東葛地区少年センター	04-7162-7867
子どものSOS相談窓口 (文科省)	0120-0-78310	松戸市いじめ相談 専用ダイヤル	047-703-0602
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	松戸市 こども家庭センター	047-366-3941

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

#### a いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

【法第28条第1項第1号】(以下、「1号重大事態」という。)

#### b いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

【法第28条第1項第2号】(以下、「2号重大事態」という。) 文部科学省「生徒指導提要」より

※ 上記以外にも、児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

### (2) 対象児童生徒への事前説明

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者の確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠・目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)
- ⑥ 調査結果の提供

### (3) 重大事態の対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 1号重大事態は教育委員会等(第三者委員会)が、2号重大事態は学校が調査主体になる事が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者(弁護士、心理士等)を加えた組織で調査を行う。教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 学校いじめ対策委員会を中心に、入念な調査を実施する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実に基づく必要な情報を適切に提供する。被害者の安全確保と心のケアについても一貫した対応を行う。
- ・ 調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。

### (4) 第三者が調査すべきケース

- ① 対象児童生徒が死亡し、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

※第三者の考え方

- ・ 基本方針において、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない。
- ・ 重大事態が発生した学校を担当する弁護士や心理・福祉の専門家でない。
- ・ 域内の他の学校を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等、当該重大事態が発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事していたとしても、直接の人間関係又は特別な利害関係がないこと。

(5) 重大事態調査項目・報告書記載内容

重大事態調査の位置づけ

- ・ 調査の目的、調査組織の構成
- ・ 当該事案の概要
- ・ 調査の内容
- ・ 当委員会がいじめと認定しなかったもの
- ・ 当中学校のいじめ防止対策基本方針について
- ・ 当中学校が行ったいじめ等の対応について
- ・ 当中学校の対応の検討

(6) 調査報告書

- ① 重大事態調査の位置づけ・・・認定日、地方公共団体の長等への報告日
- ② 調査の目的、調査組織の構成
  - (1) 調査の目的
  - (2) 調査の期間
  - (3) 調査組織の構成
- ③ 当該事案の概要
  - (1) 基礎情報
  - (2) 当該事案の概要
- ④ 調査内容
  - (1) 調査方法
  - (2) 調査内容
- ⑤ 当該事案の事実経過
  - (1) 対象児童生徒の訴え
  - (2) 関係児童生徒からの聴取内容
  - (3) 当該事案の事実経過
- ⑥ 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- ⑦ 学校及び学校設置者の対応
  - (1) 学校の対応
  - (2) 学校設置者の対応について
  - (3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察
- ⑧ 当該事案への対処及び再発防止策の提言
  - (1) 当該事案への対処について
  - (2) 学校及び学校の設置者に対する提言

### 3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

#### (1) 学校いじめ防止基本方針について

- ・ いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ・ 公表については、学校だより等で行うこととする。

#### (2) 学校での、いじめ防止(根絶)についての取組について

- ・ 学校評価、保護者アンケートを活用する。
- ・ 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- ・ 評価結果を公表し、生徒、保護者、地域へと周知する。